

安城市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

安城市長 三星元人

安城市規則第87号

安城市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

安城市職員の育児休業等に関する規則（平成4年安城市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第15条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第1号及び第3号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあっては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあっては、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に替えることができる。

第17条の2中「非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある」を削る。

第18条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（部分休業の承認の請求手続等）」を付し、同条第1項中「は、部分休業承認請求書」を「、育児休業法第19条第2項の規定による申出及び同条第3項の規定による変更は、部分休業簿」に改める。

第19条に見出しとして「（部分休業に係る子が死亡した場合等の届出）」を付し、同条中「第14条」を「第6条」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。